

資料

千歳市市民生活安定審議会

令和8年9月2日(水)

千歳市市民環境部市民生活課

目 次

千歳市市民生活安定審議会について	1
千歳市の消費者行政の基本施策	2
1 消費生活行政の取組について	
【令和7年度事業報告】	
(1) 消費生活に関わる情報の収集・提供	3
(2) 消費者苦情・相談の処理	3
(3) 消費者教育・啓発の普及促進	4
(4) 消費者団体の育成・指導	4
(5) 計量の適正化の推進	5
(6) 物価及び生活関連物資の需給状況の調査	5
(7) その他消費生活に関すること	6
2 消費生活行政の推進状況について	
【令和8年度事業推進状況】	
(1) 消費者教育・啓発の普及促進	6

千歳市市民生活安定審議会について

消費者の利益の擁護及び増進と、市民生活の安定を目的に、昭和 52 年 4 月「千歳消費生活安定条例」を制定し、円滑な消費者行政を推進するため、市長の附属機関として千歳市市民生活安定審議会を設置している。

1 所掌事項

- (1) 消費者の保護及び物価の安定対策について意見を述べること。
- (2) 市長が策定する消費生活行政に関する基本的な施策について意見を述べること。
- (3) 千歳市消費生活安定条例第 14 条に規定する事項について意見を述べること。
- (4) その他消費生活行政に関する重要事項を調査、審議すること。

2 委員の構成

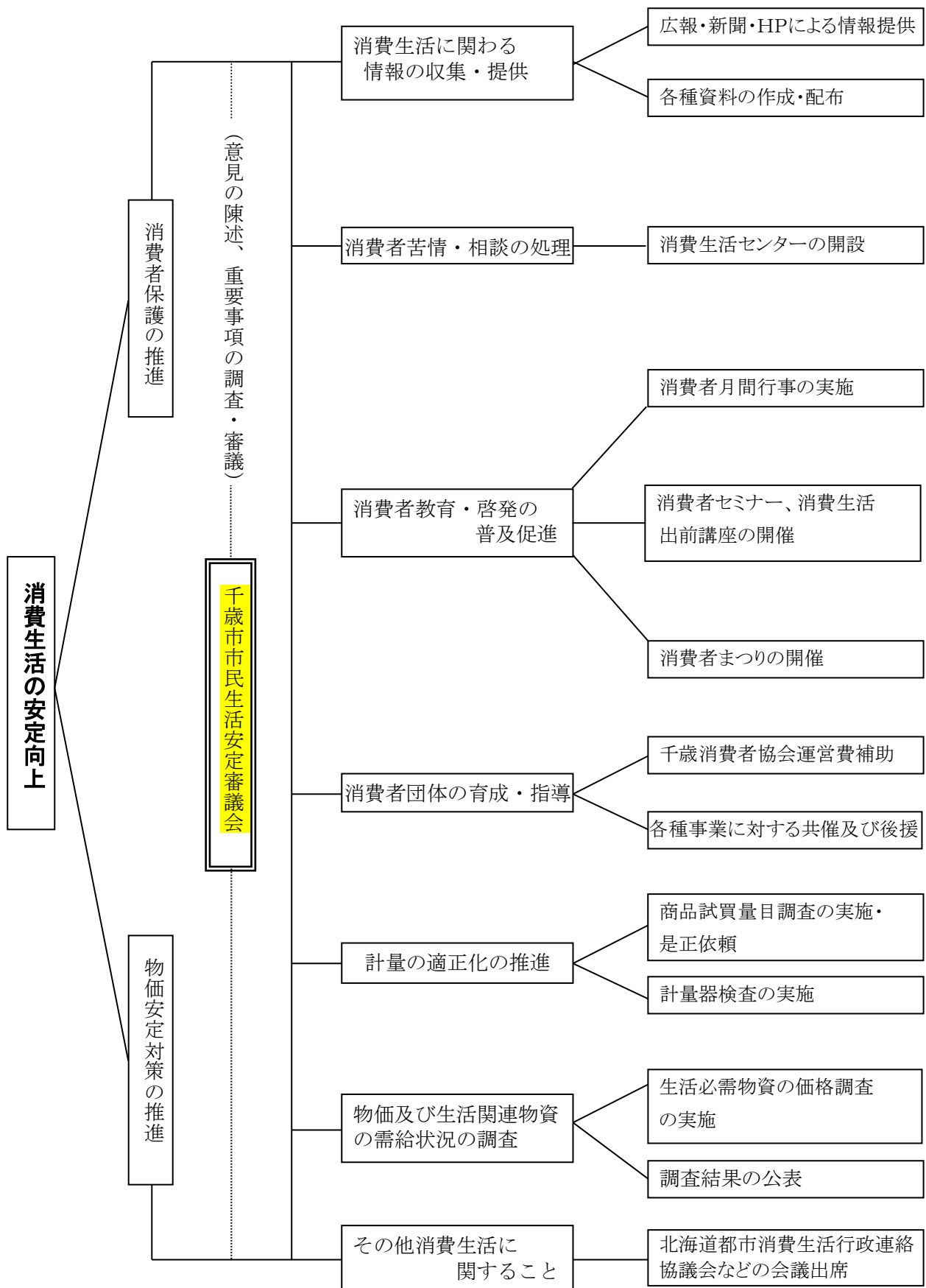
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 生産者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 消費者を代表する者

3 根拠条例等・・・・・・別紙のとおり

「千歳市消費生活安定条例」

「千歳市消費生活安定条例施行規則」

千歳市の消費者行政の基本施策



1 消費生活行政の取組について

【令和7年度事業報告】

(1) 消費生活に関わる情報の収集・提供

① 広報・新聞・HPによる情報提供

ア 広報ちとせ【くらしのアドバイス】

- (令和7年 5月号) 暮らしのレスキューサービスのトラブル
- (令和7年 7月号) 催眠商法に注意！
- (令和7年 9月号) 市で海外支援の不用品を集めている？
- (令和7年11月号) 「スマホで副業？」ちょっと待って！！
- (令和8年 1月号) 「ネット代が安くなる」と勧誘されて・・・
- (令和8年 3月号) 突然の訪問で屋根修理を持ちかけられたら・・・

イ 広報ちとせ(令和8年3月号号外)【千歳市消費生活センター案内】 『「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった！？』

ウ 千歳市消費生活センターweb サイト【ちとせの暮らし】

- ・物価情報(毎月)の掲載 ※詳細は(6)①
- ・注意喚起
- ・過去の相談事例

エ 市のホームページによる情報提供

トップ>市民向け>生活・環境>消費生活

- ・物価情報
- ・千歳市市民生活安定審議会
- ・消費生活ホームページ「ちとせの暮らし」
- ・18歳から大人～2022年4月から成年年齢が引き下げられます
- ・気づいて！高齢者の消費者被害・トラブル

② 各種資料の配布

- ・国民生活センターや北海道くらし安全課から送付される様々な啓発資料を、相談対応や啓発活動の際などの機会を活用して配布。

(2) 消費者苦情・相談の処理

① 消費生活センターの開設

相談員	2名(消費生活専門相談員1名、消費生活相談員1名)
受付方法	来室・電話・文書
場所	市役所第2庁舎2階 市民生活課内
受付日時	毎週 月～金曜日(祝日及び振替休日、年末年始は休室) 9:00～17:00

受付件数 668件（苦情604件、問合せ64件、要望0件）
注） 令和8年3月31日現在 前年比73件増
相談内容 別添 **資料1**のとおり

（３） 消費者教育・啓発の普及促進

① 消費者月間行事の実施

【消費者月間パネル展】

期 間 令和7年5月7日～5月13日
会 場 千歳市役所 市民ホール
内 容 消費生活関連の啓発パネル、消費者協会作成パネル展示、
パンフレットの配置。

注）消費者月間とは・・・

昭和53年、当時の内閣府国民生活局（現在の消費者庁）が消費者保護基本法制定10周年を記念し同法公布施行日の5月30日を「消費者の日」と定め、20周年目の昭和63年には5月を「消費者月間」とした。

② 消費者セミナー、消費生活出前講座の開催

令和7年度：実績なし

③ 消費者まっりの開催

【ちとせ消費者まつり 2025】

テ ー マ 「みんなで目指そう！かしこい消費～グリーン消費で明るい未来～」
期 間 令和7年10月18日
会 場 北ガス文化ホール（千歳市民文化センター）
来場者数 912名（※令和6年度 645名）
出 展 者 26社・団体
協 賛 者 9社・団体
内 容 企業・団体の体験展示ブース、協賛品の配布、野菜や手作り
スイーツの販売

（４） 消費者団体の育成・指導

① 千歳消費者協会運営費補助

市民に対する消費生活についての正しい知識の普及活動の推進並びに協会の育成及び自主運営の促進を図るため、千歳消費者協会に市から補助金を交付している。

【千歳消費者協会の概要】（令和8年4月24日現在）

昭和43年7月17日設立 （事務局 千歳市東雲会館1階）
会長 秦 由基 会員数70（個人62名・賛助会員8団体）

【活 動】

- ・「協会だより」の発行：年6回
- ・割り箸回収量：291.4kg（令和8年3月31日現在）
- ・廃食用油回収量：1,446ℓ（令和8年3月31日現在）

- ・各種調査活動：試買量目調査・燃料価格調査
- ・消費者相談：13件

- ② 各種事業に対する共催及び後援
消費者月間行事、ちとせ消費者まつり 2025 の共催

(5) 計量の適正化の推進

- ① 商品の試買量目調査の実施・是正依頼（千歳消費者協会）

【試買量目調査】

実施日 令和7年11月7日
 調査品目 6品目
 （豚肉、鶏肉、刺し身、魚切り身、根菜類、惣菜）
 調査員 千歳消費者協会
 指導：一般社団法人北海道計量協会
 調査店舗 9店舗
 調査件数 51件（不足1件、適正率98%）
 成績 別添 **資料2** のとおり。
 結果 結果を調査店舗に通知し、不足がある店舗へ是正を求めた。

(6) 物価及び生活関連物資の需給状況の調査

- ① 生活必需物資の価格調査の実施と調査結果の公表

千歳市消費生活安定条例に基づき「千歳市消費生活モニター」を設置しており、モニターによる毎月の物価調査及び情報提供などによって実態の把握に努め、調査結果を千歳市消費生活センターwebサイト【ちとせの暮らし】で公表している。

- ・調査内容 生鮮必需物資及び家庭用燃料の価格調査
 ～ 市消費生活モニターによる食品等物価調査及び燃料価格調査
 ～ 千歳消費者協会による燃料価格調査
 調査結果は別添 **資料3** のとおり。（※R7年4月～R8年3月）
- ・モニター数 10名
- ・調査日 毎月5日前後
- ・調査品目 46品目
- ・調査店舗 食料品店 10店舗
 家庭燃料 28店舗（モニター15、消費者協会13）
- ・調査結果 新聞各社に掲載依頼、調査店舗に報告

(7) その他消費生活に関すること

- ① 北海道都市消費生活行政連絡協議会などの会議出席

第62回北海道都市消費生活行政連絡協議会

開催日時 令和7年10月30日（木）
 会場 伊達市市民活動センター
 出席 市民生活係 大貫主任

2 消費生活行政の推進状況について

【令和8年度事業推進状況】

(1) 消費者教育・啓発の普及促進

① 消費者月間行事の実施

・消費者月間パネル展

期 間 令和8年6月2日～6月5日

会 場 千歳市役所本庁舎1階・市民ホール

内 容 今年度の消費者月間のテーマ「見える情報見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」に沿ったもの、また、実際に千歳消費生活センターに寄せられる相談の中から多い内容を取り上げ、パネルにして展示。千歳消費者協会作成のパネルも同時に展示。啓発パンフレットの設置。



② 「ちとせ消費者まつり 2026」の開催

日 時 令和8年10月17日(土)

会 場 北ガス文化ホール(千歳市民文化センター)

テ ー マ 「暮らしを守る 選び方～知って、選んで、かしこい消費～」

主 催 千歳市、千歳消費者協会

(2) 計量の適正化の推進

① 計量器検査の実施

計量法第 19 条第 1 項の規定により、2 年に 1 度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられている。継続して取引・証明に使用するはかりについて検査を実施し、合格したはかりには「定期検査済証印」を付している。

ア 事前調査

令和 8 年特定計量器定期検査対象大型はかり使用者の調査について

報告日 令和 8 年 1 月 19 日 注) 前年度に実施し、翌年の日程の参考とする。

イ 検査 (小型はかり)

実施日 令和 8 年 8 月 17～21 日

場 所 北新コミュニティセンター

検査員 北海道計量検定所

ウ 検査 (大型はかり)

実施日 令和 8 年 10 月 5 日

場 所 各事業所 (5 事業所が対象)

検査員 北海道計量協会